

NPO法人スペシャルオリンピックス日本・大阪は「認定」を取得(大阪市指令市民活第160003号)しました。寄付をしていただきますと法人税、住民税、相続税の優遇措置が適用されます。

1、個人による認定NPO法人への寄付の場合

★所得税

特定寄付金に対し、次の(1)または(2)のいずれかの控除を選択適用できます。

(1)寄附金控除(所得控除)

特定寄付金の金額から2千円を控除した金額を、その年の総取得金額等から控除できます。

<算式>

$$\text{特定寄付金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄付金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です

(2)認定認定NPO法人寄付金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄付金額の合計から2千円を控除し金額の40%相当額です。(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税から控除できます。

<算式>

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄付金の額の合計} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 認定NPO法人等に対する寄付金の額の合計額は所得税の40%が限度です。

但し、認定NPO法人等に対する寄付金の額以外の特定寄付金の額又は公益法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄付金の合計額とNPO法人に対する寄付額は、所得金額の40%相当額を限度とします。尚、限度額は、所得税の25%相当額です。

「証明書の添付又は提示」

(1)の適用を受けるためには、確定申告書に記載した特定寄付金の明細書と特定寄付金の受領書(当認定NPO法人スペシャルオリンピックス日本・大阪が発行します)が必要です。

(2)の適用を受けるためには寄付金の税額控除額の計算書と証明書が確定申告書に必要です。

★個人住民税

住民の福祉の増進に寄与する寄付金として都道府県・市区町村が条例で定める寄付金は、個人住民税の控除を受けることができます。

<算式>

$$(\text{寄付金} \star \text{注1} - 2\text{千円}) \times 10\% \star \text{注2} = \text{税額控除額}$$

注1 寄附金の合計額は所得税の30%相当額が限度です。

注2 条例で指定する寄付金の場合は、都道府県は指定した寄付金は4%、市区町村が指定した寄付金は6% 双方の場合は10%です。

「寄付金税額控除に関する申告」

所得税の確定申告で適用を受けれます。

個人住民税だけを受けようとする場合は、市区町村への申告が必要です。

どの寄付金が指定されているのか等は都道府県市区町村にお問い合わせください。

2、法人が支出した認定NPO法人への寄付金

一般寄付金の損金算入限度額とは別に、特定公益法人に対する寄付金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

尚、寄付金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄付額と合わせて、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

★（一般寄付金の損金算入限度額）

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められる金額をいいます。

$$(\text{資本金の額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

★（特別損金算入限度額）

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

$$(\text{資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

（証明書の保存が必要）

3、相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に関する措置

相続人は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の進行期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄付をした場合には、その寄付をした者又はその親族等の相続又は贈与税の負担が減少する結果となる場合を除き、この寄付をした財産の価格は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

★（寄付財産の非課税）

この措置の適用を受け寄付した財産は、相続税の計算の基礎に算入されません。

「証明書の添付等」

その財産の寄付を受けた認定NPO法人が、①その寄付が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄付を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を掲載した書類を添付する必要があります。